ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

2013 年 9 月 2 日

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

Ⅰ 上海オフィス開設のお知らせ

弁護士 森脇 章

Ⅱ 中国相談室

中国･台湾弁護士 許 明義

Ⅲ 中国法令アップデート

- 全国人民代表大会による国務院に対する中国（上海）自由貿易試験区における関係法律規定による行政認可の一時的な調整の授権に関する決定
- インターネット文化経営単位コンテンツ自己審査管理弁法（文化部）
- 国家税務局によるソフトウェア企業所得税の優遇政策についての問題に関する公告
- 生産安全事故調査処理規則（意見募集稿）（国家安全監督管理総局政法司）

Ⅳ 中国万感

～中国の飛行機遅延～ 顧問 李 彬

© Anderson Mori & Tomotsune

◆上海・シンガポール・名古屋オフィス開設のお知らせ◆
この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、また、東海地方の依頼者の皆様のご要望にも対応すべく、本年度中に、上海、シンガポールおよび名古屋にオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細はこちらをご覧ください。

◆東京オフィス移転のお知らせ◆
当事務所は、業務と弁護士数の拡大に伴い東京オフィスを移転することとし、2013 年 7 月 17 日（水）より下記の新オフィスでの業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。

新住所
〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
（電話・ファクス番号およびメールアドレスには変更ございません。）

アクセス等についてはこちらをご覧ください。
http://www.amt-law.com/office3_a.html

依頼者の皆様のご期待にお応えすべく、所員一同より一層努力する所存でございますので、今後とも倍旧のご厚誼、ご鞭撻をお願い申し上げます。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ　上海オフィス開業のお知らせ

パートナー
上海オフィス首席代表
弁護士　森脇　章

このほど開設に関する許可を中国司法部から取得し、9 月 1 日より業務を開始いたしました。

小生が中国業務に特化するべく北京の地を踏んだのは、1998 年 4 月のことでした。それからちょうど 15 年が経ちました。この 15 年は、中国にとって正に激動の時代でした。法制面においても、契約法ができ、知財法が整備され、WTO 加盟が実現し、会社法が大改正され、労働契約法が制定され、独禁法が制定され、不法行為法が制定されました。わたくしも、会社法、独禁法、不法行為法などの法整備に関わることができました。法整備が進むにつれ、行政手続き、訴訟手続きの予測可能性が格段に高まり、「人治から法治へ」などといわれるようにもなりました。M&A などのトランザクションにおけるスキルもスピードも飛躍的に高まりました。

しかし、一方で、日本では想像もつかないような特殊で複雑な考慮が必要とされることも依然として少なくありません。法整備が進むにつれ、法令の内容通りの結果が得られることへの期待がおのずから高まりますが、ブラックボックスのような部分がどうしても残ります。少なくはなってきていますが、確実に存在しますし、また、将来もなくなることはないでしょう。複雑化する法令の内容を正確に理解しつつ、どのような場合に、このような特殊な考慮が必要なのかを見極めることが、中国ビジネスを成功させる上で非常に重要です。

なお、小生は、2007 年に一度帰任し、その後、中国以外のアジア・新興国プラクティスに努めてまいりました。アセアン諸国、トルコ、ロシアを含む 12 の国と地域へ参りました。直近では、ミャンマー業務に注力して参りました。そうした経緯の中で得られた経験や知見を生かして、ここ上海で何ができるか。まだまだ、模索中でもありますが、まずは、初心に返り、しっかり地に足の着いた中国プラクティスを展開しようと思っています。華東以南における規制業種の M&A、大型プロジェクトを中心に、日本企業のために邁進する所存です。

オフィスは、浦東新区にあるSWFC（上海環球金融中心）の 40 階に構えました。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

【上海オフィスの概要】
名称：　アンダーソン・毛利・友常法律事務所　上海オフィス
　　（中国名：　日本安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処）
代表：　弁護士　森脇　章
所在地：　中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
　　上海環球金融中心 40 階
　　郵編　200120
TEL：　+86-21-6160-2311（代表）
FAX：　+86-21-6160-2312
E-MAIL：　shanghai@amt-law.com

詳細につきましては、こちらをご覧ください。

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ 中国相談室

中国・台湾弁護士 許 明義

Q：最近の報道によると、2013年から施行された中国民事訴訟法の改正（以下、新民訴法という）により新設された「行為保全」の規定に基づき、上海の裁判所は営業秘密侵害案件について第1号の禁止令が発行しましたが、その案件の概要についてご紹介いただけますでしょうか。

A：7月25日の「中国相談室」ですでに紹介したとおり、2013年の初めに施行された改正民事訴訟法（以下、新民訴法という）第100条の「行為保全」制度の新設は、民事訴訟法の実務面にも多くの変革をもたらしています。[1]日本の「仮処分」がさまざまな紛争において広く活用されているように、中国版の仮処分としての行為保全制度が全面的に導入されることにより、中国の民事保全手続がさらに整備され、今後は訴訟を提起する前または訴訟中であっても、当事者の合法的権益が損害を被る恐れがある場合には、適切かつ有効な暫定的救済措置が迅速にとれるようになると期待されています。

上記7月25日の「中国相談室」でもご紹介しましたが、不正競争案件についての行為保全の例として、中国の飲料有名ブランドの虚偽広告案件「王老吉 VS 加多宝」において、広州中級人民法院は初めて行為保全の新規定に基づき虚偽の広告の禁止を求める裁定を下しています。さらに、近時の報道によれば、2013年8月2日に上海第一中級人民法院は、営業秘密の侵害行為の禁止裁定を下しました。これは営業秘密侵害に関する行為保全の第1号案件として注目を集めております。

当該案件の概要は次のとおりとなっています。申立人の米系企業の上海現地法人は、相手方の黄氏を主任研究員として雇用しました。双方は業務に関して労働契約書などに基づき秘密保持義務を約定し、相手方の黄氏が雇用期間中に知った、申立人の営業秘密を守ることを契約書に定めました。しかし、相手方の黄氏は申立人の同意を得ることなく申立人のサーバーから会社の秘密情報をダウンロードしたうえ、自らのパソコンからの情報削除の要求を拒否しました。何度かの交渉も決裂に終わったため、申立人は相手方の黄氏との雇用関係を解除するに至りました。

申立人は民事訴訟を提起し、黄氏に対して申立人の営業秘密侵害を即時停止と、申立人合計2,000万人民元（約2億8,000万円）の損害賠償を請求しました。このほか、関連する営業秘密の漏えいを防ぐために申立人は裁判所に担保金10万人民元（約140万円）を供託して「相手方の黄氏が申立人から盗んだとされる21点の営業秘密情報の複製、開示、使用または他人への提供を禁止する」という内容の行為保全申請を提出しました。当該保全申請を受けて上海第一中級人民法院は行為保全の規定に該当すると判断したうえで、申立人の請求にもとづく禁止令を下しました。

中国では、2001年のWTO加盟を契機にTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の要求を満たすため、特許法、商標法、著作権法のなかに侵害行為への訴訟前の差し止め制度を次々と定めましたが、不正競争防止法の保護対象である営業秘密については、従来より類似する禁止令制度が設けられていなかったため、営業秘密に対する法的保護が不十分であるとしてたびたび議論がなされてきました。新民訴法による行為保全規定の新設により、営業秘密の

[1]中国民訴法の「行為保全」制度の概要については7月25日の「中国相談室」をご参照ください。

© Anderson Mori & Tomotsune

不法な漏えいにより補填不能な損害を被る恐れがある場合にも他の知的財産と同様に暫定的救済措置の請求が可能となりました。

新民訴法第100条によれば、人民法院は当事者の一方の行為またはその他の原因により執行ができない、もしくは当事者に損害をもたらす恐れがある場合には、相手方の申請により一定行為の命令、もしくは一定行為の禁止（行為保全）の裁定を下すことができるものとしています。また、同法第 101 条によれば、訴訟を提起する前に行為保全の申請を行った場合、担保金の供託が必要であるとしています。本件の裁定においてはとりわけ上述した法的要件以上に詳細な判断基準を明示していませんが、営業秘密分野における第 1 号案件であるだけに、先例としての参考価値は十分にあるといえるでしょう。

なお、併せて説明することとなりますが、民訴法第 111 条及び第 115 条などによれば、裁判所は訴訟妨害行為としてその不履行の当事者に対し、情状の軽重に応じて過料或いは拘留を処することができるとされています。[2]禁止令を受けた当事者が当該命令の履行を拒んだ場合、この規定が適用される可能性があります。

以上

---

[2] 民事訴訟法第111条:
「訴訟参加人又はその他の者に次の各号に掲げる行為のいずれかがある場合には、人民法院は、情状の軽重に応じて過料、拘留を処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。
· 重要な証拠を偽造し、壊滅し、人民法院が事件を審理することを妨害する行為
· 暴力、脅迫、買収の方法をもって、証人が証言するのを阻止し、又は他人を指図し、買収し、脅迫して偽証させる行為
· すでに封印、差し押さえられている財産又はすでに点検され、かつその保管を命じられている財産を隠匿し、移転し、換金し、毀損し、又は凍結されている財産を移転する行為
· 司法職務人員、訴訟参加人、証人、通訳、鑑定人、検証人、執行協力者に対して、侮辱し、誹謗し、誣告し、殴打し、又は報復攻撃する行為
· 暴力、脅迫又はその他の方法により司法職務人員の職務執行を妨害する行為
· すでに効力の生じた人民法院の判決、裁定の履行を拒絶する行為
人民法院は、前項に定める行為のいずれかがある単位に対して、その単位の主たる責任者又は直接責任者を過料、拘留に処することができる。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。」
民事訴訟法第115条:
「個人に対する過料の金額は、10万人民元以下とする。単位に対する過料の金額は、5万元以上100万人民元以下とする。
拘留の期間は、15日以下とする。
被拘留者は、人民法院が公安機関に引き渡して拘禁する。拘留期間において、被拘留者が誤りを承認し、かつ改めた場合には、人民法院は、期間満了前に拘留の解除を決定することができる。」

© Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ 中国法令アップデート

弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

＜上海自由貿易試験区＞

全国人民代表大会による国務院に対する中国（上海）自由貿易試験区における関係法律規定による行政認可の一時的な調整の授権に関する決定

［ポイント］ 本決定は、現在、設立が計画されている上海自由貿易試験区において、試験的に 3 年間、いわゆる三資企業法（外資企業法、中外合弁企業法、中外合作企業法）の一部の規定の適用の停止を国務院に授権するものである。具体的には、外資企業については、設立のほか、分割及び合併などの重要事項、経営期間の延長について、中外合弁企業については、設立、経営期間延長、解散について、それぞれ商務部門による認可を停止することが想定されている。また、試験区の範囲は外高橋保税区等の上海市の 4 つの税関特別地域に及ぶものとされている。この試験の結果を踏まえ、関係法律の改正を行うことも示唆されており、この試験区の運用が、長らく維持されてきた外商投資企業に関する認可制度の見直しにつながる可能性がある。

（2013 年 8 月 30 日公布、同年 10 月 1 日施行）

［原文］ 全国人民代表大会常务委员会关于授权国务院在中国（上海）自由贸易试验区暂时调整有关法律规定的行政审批的决定

＜インターネット＞

インターネット文化経営単位コンテンツ自己審査管理弁法（文化部）

［ポイント］ 本弁法は、「インターネット文化管理暫定規定」（2011 年 3 月 31 日付け法令調査報告書ご参照）第 18 条が定めるインターネット文化単位（オンラインゲームなどのインターネット文化製品の提供を行う単位）によるコンテンツの自己審査制度について定めたものである。本弁法では、インターネット文化単位のコンテンツ管理制度の地方文化部門への届出義務や、審査の記録の 2 年間の保管義務、審査を担当する職員の資格などについて定めている。

（2013 年 8 月 12 日公布、同年 12 月 1 日施行）（文市発〔2013〕39 号）

［原文］ 网络文化经营单位内容自审管理办法

＜ソフトフェア企業＞

国家税務局によるソフトウェア企業所得税の優遇政策についての問題に関する公告

［ポイント］ 本公告は、ソフトウェア企業等に対する企業所得税の優遇措置を定めた「ソフトウェ産業及び集積回路産業の発展を更に奨励する企業所得税政策に関する通知」（2012 年 6 月 25 日付け法令調査報告書ご参照）の規定を更に詳細に定めるものである。本公告では、上記通知において、優遇期間の起算点となる「利益が生じた年度」を、生産開始後、最初に課税所得がゼロを上回った年度とすることや、優遇期間中に損失が生じても、優遇期間は連続して計算されることなどが定められている。

（2013 年 7 月 25 日公布、2011 年 1 月 1 日施行）（国家税務総局広告 2013 年第 43 号）

［原文］ 国家税务总局关于执行软件企业所得税优惠政策有关问题的公告

© Anderson Mori & Tomotsune

＜生産安全＞

生産安全事故調査処理規則(意見募集稿)(国家安全監督管理総局政法司)

[ポイント]　本規則(意見募集稿)は、「安全生産法」などに基づき、生産安全事故が生じた場合の調査手続などについて定めたものである。安全生産法は、生産活動中に事故が生じた場合には、調査及び事故責任者に対する処理意見の提出を義務づけているが、本規定は、調査を行うべき主体や調査を行うべき事項などについて具体的に定めている。

(意見募集期間:2013 年 8 月 26 日～同月 30 日)

[原文] 生产安全事故调查处理规则（征求意见稿）

© Anderson Mori & Tomotsune

中国万感

【中国の飛行機遅延】

顧問　李　彬

今年、筆者の周りでは夏休みの楽しい旅行の話と共に、飛行機の遅延に大変苦労したという不満もよく聞かれた。確かに、中国では、飛行機の遅延が日常茶飯事だと感じる人が少なくないだろう。

民間用航空を管轄する中国民用航空局の公表したデータによれば、中国全国の飛行機の定刻運航率は、2008 年が 82.65%であったが、2010 年に 75.43%、2012 年に 74.83%と悪化が続いている状態である。2012 年は 4 回に 1 回が遅延するという比率だ。

なぜ飛行機の遅延が多いのかについてマスコミやインターネットでいろいろ論議されている。天候不調は無論どこでも避けられない原因の一つである。また、現在、中国では民間が利用できる空域は 2 割のみであり、残りの 8 割が軍に管理されているため、民間用空域不足も遅延の原因の一つとしてみられている。あと、航空会社の運行管理の不徹底もよく指摘されている。

早さだけでなく、定刻通りだからという理由で飛行機が選ばれるよう有力な対応策を取ることが当局や航空会社にとって急務だ。

© Anderson Mori & Tomotsune

本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION

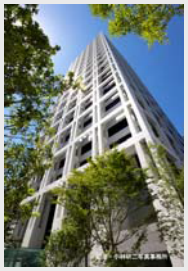

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.com/

安徳森・毛利・友常律師事務所北京代表処

中華人民共和国北京市朝陽区東三環北路 5 号
北京発展大厦 809 室
郵編 100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com
URL: http://www.amt-law.cn

安徳森・毛利・友常律師事務所駐上海代表処

中華人民共和国上海市浦東新区
世紀大道 100 号 上海環球金融中心 40 階
郵編 200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

© Anderson Mori & Tomotsune